

情 個 審 答 申 第 4 号

令 和 7 年 8 月 5 日

答 申 書

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三成 美保

令和6年10月11日付け総総第1154号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

- 1 令和5年10月20日付け2軸第938号部分開示決定（以下“当該処分において開示を拒否することを決定した公文書”につき行った不開示の決定を「当初の不開示決定」という。）に係る審査請求（以下「本件第1審査請求」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により却下すべきである。
- 2 令和6年2月28日付け2軸第1495号部分開示決定（以下「改めての部分開示決定」という。）に係る審査請求（以下「本件第2審査請求」という。）に関しては、
 - (1) 改めての部分開示決定のうち、後記本件各公文書の「①検討書」について部分開示の決定をした部分は、これを取り消し、改めて、開示等決定を行うべきである。

- (2) 本件部分開示決定のうち、後記本件各公文書（「①検討書」を除く。）について不開示の決定をした部分の取消しを求める部分は、理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、これを棄却すべきである。

[本件各公文書]

『東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定（寝屋川市決定）に係る大阪府への意見照会』のうち、参考図書の「① 検討書」「② 事業経過書（取組経過書）」「④ 事業スケジュール（案）」「⑬ 権利関係表」「⑭ 権利関係図」「⑮ 事業計画書（案）」「⑯ 施設建築物計画案の概要」「⑰ 施設建築物の基本計画」「⑱土地利用計画図（全体計画図）・建築基準法上の道路種別」「⑳ 建物用途別現況図」「㉑ 建物構造別現況図」「㉒ 建物階数別現況図」「㉓ 建物建築年代別現況図」「㉔ 準備組合の加入状況」

理 由

第 1 審査請求の趣旨

寝屋川市長が審査請求人に対し令和 6 年 2 月 28 日付け 2 軸第 1495 号で行った処分を取り消す。

第 2 事案の概要

1 経緯

- (1) 審査請求人は、寝屋川市情報公開条例（平成 9 年寝屋川市条例第 9 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 5 年 9 月 15 日、処分庁に対し、公文書開示請求書の「請求に係る情報の内容」に「寝屋川市が保有する、寝屋川市東大利町（A 街区）防災組合整備事業に関する全ての資料」と記載して公文書の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。
(2) 処分庁は、令和 5 年 10 月 20 日、本件開示請求に係る公文書を、後記「公文書の件名」に記載する公文書として特定した上で、後記「開示を拒否することを決定した部分」に記載する公文書については、開示をしないものとし、それ以外の公文書については、開示する旨の決定を行い、部分開示

決定通知書（令和 5 年 10 月 20 日付け 2 軸第 938 号）により審査請求人に通知した。

〔公文書の件名〕

- a 東大利町（A 街区）地区の都市計画手続きについて
- b 東部大阪都市計画特定防災街区整備地区の決定（寝屋川市決定）に係る大阪府への意見照会
- c 東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定（寝屋川市決定）に係る大阪府への意見照会
- d 東大利町（A 街区）防災街区整備事業に係る都市計画素案の説明会
- e 令和 5 年度第 1 回寝屋川市都市計画公聴会

〔開示を拒否することを決定した部分〕

「公文書の件名」c の公文書のうち、参考図書の「①検討書」「②事業経過書（取組経過書）」「④事業スケジュール（案）」「⑬権利関係表」「⑭権利関係図」「⑮事業計画書（案）」「⑯施設建築物計画案の概要」「⑰施設建築物の基本計画」「⑱土地利用計画図（全体計画図）・建築基準法上の道路種別」「⑳建物用途別現況図」「㉑建物構造別現況図」「㉒建物階数別現況図」「㉓建物建築年代別現況図」「㉔準備組合の加入状況」

- (3) 審査請求人は、令和 5 年 12 月 4 日、審査庁に対し、前記(2)の部分開示決定の取消しを求める本件第 1 審査請求を行った。
- (4) その後、処分庁は、令和 6 年 2 月 28 日に至り、当初の不開示決定を取り消すとともに、改めて、前記(2)の「開示を拒否することを決定した部分」に記載する公文書につき、「部分開示をする」旨の決定を行い、部分開示決定等通知書（令和 6 年 2 月 28 日付け 2 軸第 1495 号）により審査請求人に通知した。当該部分開示決定等通知書に記載した「開示を拒否することを決定した部分」及び「開示を拒否する理由」は、別紙 1 のとおりである。
- (5) 審査請求人は、令和 6 年 5 月 23 日、審査庁に対し、改めての部分開示決定の取消しを求める本件第 2 審査請求を行った。

第3 本件第1審査請求について

本件第1審査請求は、当初の不開示決定についての審査請求であるところ、当初の不開示決定については、改めての部分開示決定によって取り消された事実が認められる。そうすると、当初の不開示決定の取消しを求める本件第1審査請求は、その取消しの対象となる処分自体を欠くこととなるため、これを維持すべき法律上の利益を失うに至ったものである。

よって、本件第1審査請求は、行政不服審査法第45条第1項の規定により、これを却下すべきである。

第4 本件第2審査請求の争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

改めての部分開示決定（以下第4において、改めての部分開示決定を「本件部分開示決定」という。）に違法又は不当があるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

ア 本件部分開示決定中、部分開示決定等通知書（令和6年2月28日付け2軸第1495号）別紙の番号1の項における「開示を拒否する理由」について

「大阪府への意見照会を行うに当たってのみ、用いることがその前提である」と双方が認識を持っていたとあるが、覚書き等の文章に残されていないし例外規定も明示されていない。これは、寝屋川市文書取扱規則（平成15年寝屋川市規則第23号）第2条に違反しており、根拠のない開示拒否である。

イ 本件部分開示決定中、部分開示決定等通知書（令和6年2月28日付け2軸第1495号）別紙の番号2の項における「開示を拒否する理由」について

全て「常例として公にしないものと認める」「当該約束の締結がその状況に照らし合理的であると認められる」とあるも全て当該職員で済まされ、決められている。この行為は、何ら基準に従っておらず当該職員の裁量で行われている。この行為は、地方公務員法（昭和25年法律第261

号) 第 32 条 (法令等及び上司の職務上の命令に従う義務) に違反しており、開示を拒否する理由にはならない。

ウ 公益上の理由による裁量的開示について

(7) 耐火建築物、準耐火建築物の割合及び不適合建築物の割合の算出に当たり、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) に違反している建物を耐火建築物として認めないとしているが、寝屋川市東大利町 (A 街区) 防災街区整備事業準備組合 (以下「本件準備組合」という。) の法的根拠のない、独断の解釈で根拠のない数字である。建築基準法違反の建物は耐火建築物として取り扱うことは認められないとはどこにも書かれておらず、本件準備組合の勝手な都合のいい解釈であり、その解釈の法的根拠を求めるも回答はされていない。当該地区の耐火・準耐火建築物、不適合建築物の割合の詳細資料、計算式を求めるも、計算方法のみの開示で、数値は全く開示されない。

(4) 東大利町 (A 街区) 特定防災街区整備地区又は東大利町 (A 街区) 防災街区整備事業の区域内の更地は、将来的にどのように利用されるかなど不明であるため、審査請求人が所有する土地を区域内に入れようとする法的根拠の開示を求めるも、独自の解釈のみで法的根拠が揭示されていない。東大利町 (A 街区) 特定防災街区整備地区又は東大利町 (A 街区) 防災街区整備事業を、将来どのように利用されるかを監督するのは、寝屋川市の管轄で、それを、本件準備組合が将来を予想して関与する法的根拠の開示を求めるも回答されていない。

(5) 本件準備組合は任意の法人といえど、定款が存在せず、規約のみ存在するという異常な運営をされており、法的に根拠のない、間違った解釈で、誤った計算で、当該地区の寝屋川市民に多大な損害、寝屋川市民ひいては国民に税金という負担を与える事案については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。) 第 7 条 (公益上の理由による裁量的開示) に該当する。

エ 本件不開示部分に関し、本件準備組合の権利、競争上の地位その他正

当な利益を害するおそれの判断に当たっての法的保護に値する蓋然性の具体的事例が示されていないのではないかと。

オ 本件不開示部分に関し、当該法人等が属する業界における通常の実例が示されていないのではないかと。

カ 本件不開示部分に関し、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているかを、本件準備組合に確認していないのではないかと。

(2) 処分庁の主張

ア 大阪府への意見照会の参考図書のうち、不開示部分 1〔(ア)①検討書 4. 寝屋川市東大利町（A街区）の現況のうち「(3)建物状況」及び資料 4－1 から資料 4－4 まで、6. 寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業のうち「(1)区域設定の考え方」「(2)区域要件適合状況」及び資料 6－1 から資料 6－3 まで、(イ)②事業経過書（取組経過書）、(ウ)④事業スケジュール（案）、(エ)⑬権利関係表、(オ)⑭権利一覧図、(カ)⑮事業計画書（案）、(キ)⑯施設建築物計画案の概要、(ク)⑰施設建築物の基本計画、(ケ)⑱土地利用計画図（全体計画図）・建築基準法上の道路種別、(コ)⑳建物用途別現況図、(サ)㉑建物構造別現況図、(シ)㉒建物階数別現況図、(ス)㉓建物建築年代別現況図、(セ)㉔準備組合の加入状況〕は、寝屋川市が東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定について大阪府へ意見照会を行うに当たって、処分庁の職員が本件準備組合に提出を依頼し、当該依頼に応じて、提出を受けたものであり、本件準備組合及び当該職員共に「当該情報は、寝屋川市が東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定について大阪府へ意見照会を行うに当たってのみ用いることがその前提である。」という認識（以下「本件認識」という。）を持っていたものである。

不開示部分 2〔不開示情報 1 のうち(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(コ)、(サ)、(シ)、(ス)及び(セ)〕に係る本件認識については、処分庁の職員が大阪府への意見照会を行うに当たって、本件準備組合に、そのためだけに用いるために提供を依頼したものであり、それに了承した上で本件準備組合が処分庁職員に提供したことから、お互いにそれ以外の目的に利用

することを排除しているという共通認識を当然に持っていると考えている。また、寝屋川市文書取扱規則第2条は、寝屋川市における事務の処理について原則的な取扱いを定めたものであり、例外規定がないことを理由として全ての事務の処理について文書で行わなければならないと解釈することは合理性に欠けるものである。

イ 本件処分に係る意思決定は、寝屋川市事務決裁規程（昭和59年寝屋川市訓令第3号）に基づく決裁を受けて決定したものである。本件処分に係る寝屋川市の意思決定は、寝屋川市事務決裁規程に基づき行われており、「職員個人の裁量」で行われているものではない。

また、以上のことから、審査請求人が主張する地方公務員法第32条違反に該当するものではない。

ウ 審査請求人は情報公開法第7条を根拠として、不開示部分1について開示することを求めているが、本件処分は条例に基づく処分であり、情報公開法の規定は本件処分には適用されない。

なお、条例第6条第2項は、情報公開法第7条と同様の趣旨について定めている。

上記アで述べたとおり、不開示部分1は、寝屋川市が東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定について、大阪府へ意見照会を行うに当たって、処分庁の職員が本件準備組合に提出を依頼し、当該依頼に応じて、提出を受けたもので、本件準備組合及び当該職員共に、本件認識を持っていたものである。

したがって、保護されるべき本件準備組合と処分庁との今後の事務における信頼関係を損なってまでも、これを何人にも公開する優先すべき公益上の理由があるとは認められないことから、条例第6条第2項を根拠に裁量的開示をすることが適当と解することはできない。

第5 事実関係等の概要

当審査会が審議において審査庁に公文書の提示を求め、提示された公文書及び当審査会が行った処分庁への聞き取りを基に認定した、判断の前提となる事実関係等の概要は以下のとおりである。

- 1 寝屋川市東大利町（A街区）においては、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下「防災街区整備促進法」という。）に基づき、大阪府知事の認可を受けて防災街区整備事業組合（以下「事業組合」という。）を設立した上で、当該事業組合が主体となって寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業（以下「本件防災街区整備事業」という。）を施行しようとしてされており、本件準備組合は、寝屋川市東大利町（A街区）の区域内の宅地の一部の所有者が、当該事業組合の設立に向けて、任意に組織した団体である。
- 2 本件防災街区整備事業は、防災街区整備促進法に基づき、密集市街地内の土地の区域について、都市計画に特定防災街区整備地区を定め、事業組合が都市計画事業として、施行しようとするものである。
- 3 大阪府では、市町村がこれらの都市計画（特定防災街区整備地区に関する都市計画及び防災街区整備事業に関する都市計画）を定める際には、大阪府知事に都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第3項の協議を行うに先立ち、『都市計画の手続き（計画決定編）』（令和5年3月 大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課）及び『都市計画の手続 ■市街地開発事業 ■促進区域』（令和5年3月 大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課）（以下、これらを「大阪府の都市計画手続に関する指針」という。）に基づき、事前に、大阪府（大阪都市計画局計画推進室長宛て）に意見照会を行うこととされている（以下、当該意見照会を「大阪府への意見照会」という。）。

そして、大阪府への意見照会を行うに当たっては、大阪府の都市計画手続に関する指針の定めるところにより、都市計画法第14条第1項に規定する都市計画の図書の素案の外、所定の参考図書（「書類及び図面」）を提出することとされている。

なお、審査庁が確認したところ、当該「書類及び図面」の作成及び提供をした者は、別紙2のとおりである（以下、当該本件準備組合が作成した「書類及び図面」を「本件準備組合資料」という。）。
- 4 そこで、本件防災街区整備事業は、前記1のとおり事業組合が主体となって施行しようとするものであることを踏まえ、前記3の参考図書を構成する

「書類及び図面」の一部について、寝屋川市 2 軸化事業本部所属の職員（現寝屋川市都市デザイン部都市一課（総合戦略・産業立地）所属の職員。以下「寝屋川市の職員」という。）がその作成及び提供を本件準備組合に依頼し、本件準備組合が、当該依頼に応じて、これを作成し寝屋川市に提供したものである。

なお、当該依頼に関しては、その典型として、令和 4 年 11 月 14 日、当時の寝屋川市 2 軸化事業本部次長兼課長が、『寝屋川市東大利町（A 街区）防災街区整備事業準備組合規約』の規定により、本件準備組合の事務局を担っていた、アドバンス寝屋川マネジメント株式会社部長に対し、口頭で行った事実を審査庁が確認している。ただし、それよりも前から、寝屋川市の職員と本件準備組合との間では、現実には、日常的な事務連絡・打合せの中で、当該「書類及び図面」の作成についてのやり取りが行われていた。

- 5 本件準備組合資料の作成及び提供に当たっては、寝屋川市の職員及び本件準備組合の双方が共に、本件準備組合資料のうち、「本件準備組合資料の活動の状況に関するもの」（以下「活動状況資料」という。）、「本件準備組合が独自に作成した、本件防災街区整備事業の準備段階での未確定なもの」（以下「準備段階資料」という。）及び「施行地区となるべき土地の区域内の宅地の所有者等に関するもの」（以下「関係所有者等資料」という。）については、大阪府への意見照会にのみ用いることを意図していたものである。

なお、このことに関し、本件準備組合の理事長は、行政不服審査法第 34 条の規定による審査庁の求めに応じ、参考人として提出した陳述書において、その知っている事実について次のように陳述している。

〔陳述の要旨〕

本件準備組合としては、本件対象である公文書については、本来、あくまで寝屋川市が大阪府に対して本件防災街区整備事業の決定という目的のために都市計画法等の法令、大阪府の指針などに基づいて提出する必要があるという前提の下、作成して提出したものである。

したがって、本件準備組合は、本件対象である公文書は公にならないという前提で寝屋川市に提供している。寝屋川市が、その前提に反して

本件対象である公文書を公にすることは、本件準備組合としては容認していないし、寝屋川市においてもその前提を共有し、了解された上で作成、提出を求められたものと理解している。この点について明確な秘密保持契約等の書面は取り交わしていないが、本件準備組合事務局と寝屋川市の担当者とのやり取りの中で当然の前提として相互に了解、合意したものであるという認識である。

ただし、もとより、上記の了解事項があるにもかかわらず、寝屋川市が法令に基づいて開示義務を負うような場合には、本件準備組合としても、それが公にされることはやむを得ないというほかはない。寝屋川市が保有する公文書が情報開示請求などによって公にされるか否かの判断権限は、第一次的に寝屋川市が有するものであって、その作成・提出を行ったのが本件準備組合であっても、本件準備組合に開示の許否を判断する法令上の権限があるわけではないことから、そのような場合にまで開示に同意しない旨を主張しても仕方がないと考えたものである。

すなわち、「開示について差し支えない」旨の記載は、開示に対する積極的な同意ないし承諾の趣旨ではないし、上記の了解事項に基づく合意を撤回したというものでもない。

- 6 本件準備組合は、本件準備組合資料の作成・提供の時期と同時期に、『寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業準備組合への支援の要請について』と題する令和4年11月15日付け寝屋川市長宛て書類により、寝屋川市長に対し、防災街区整備促進法第273条の規定による技術的援助の請求を包摂する技術的支援等の要請を行っており、寝屋川市においては、その要請に応じ、当該技術的支援等を行っている状況にあった。

なお、寝屋川市においては、本件準備組合の前身である寝屋川市東大利町（A街区）まちづくり協議会に対しても、従前から、まちづくりの観点からの技術的な支援を行っていた。

- 7 そして、本件準備組合資料のうち、活動状況資料、準備段階資料及び関係所有者等資料に記録されている情報について、本件開示請求時点でこれらの

情報が公になっていたり又は同種の情報が既に開示されている事実は、これを認めるに足りる証拠はないと審査庁は認定している。

第6 当審査会の判断

1 本件各公文書（「①検討書」を除く。）の条例第6条第1項第2号イの該当性について

- (1) まず、当審査会が審査庁から提出された本件部分開示決定に係る公文書を見分したところ、本件各公文書（「①検討書」を除く。）は、本件準備組合資料のうちの活動状況資料、準備段階資料又は関係所有者等資料に該当するものであると認められる。
- (2) そして、当審査会が前記第5. 3から第5. 5までにて認定した資料の作成・提供の経緯及び当該資料提供の際の両者の意図並びに寝屋川市が本件準備組合に対して技術的支援を行っている事実に鑑みれば、本件準備組合資料のうち、活動状況資料、準備段階資料及び関係所有者等資料については、黙示的にはあるが大阪府への意見照会以外の目的には利用しないとの約束の下に、任意に提供された資料であり、かつ、当該約束は合理的なものであると認められる。
- (3) 本件準備組合資料のうち、活動状況資料に記録されている情報については、本件準備組合の活動の状況に関する情報であって、これを本件準備組合の意思に関わらず公にされた場合には、そのことによって、本件準備組合としての自律的な意思の形成や活動に支障を生ずるおそれがあるものと認められる。

また、準備段階資料に記録されている情報については、本件準備組合がその内部において検討を進めている構想の段階での未確定な情報であって、これを公にするとすると、確定的な情報であると誤解されたり、真偽が不明の憶測を招くなど、不当に市民の間に混乱を生じるおそれがあると認められるものである。

加えて、関係所有者等資料に記録されている情報については、本件準備組合が収集した、施行地区となるべき土地の区域内の宅地の所有者等の個人情報に該当するものであり、これを公にするとすると、これらの者との

信頼関係が著しく損なわれ、その結果、これらの者の協力が得られなくなるなど、本件防災街区整備事業の施行の準備等にも支障を及ぼすおそれがあると認められるものである。

そのため、以上のような本件準備組合資料に含まれる活動状況資料、準備段階資料及び関係所有者等資料に記録されている情報の内容や性質、本件準備組合資料の作成・提供の当時の状況に照らせば、これらの本件準備組合資料について、大阪府への意見照会にのみ用いるという約束を締結することに相応の合理性があるといえる。

(4) そして、本件準備組合資料に記録されている情報について、本件開示請求時点でこれらの情報が公になっていたり又は同種の情報が既に開示されている事実を認めるに足る証拠はない〔前記第5. 7〕。

(5) 以上のことから、本件各公文書（「①検討書」を除く。）に記録されている情報は、条例第6条第1項第2号イに該当すると解するのが相当である。

なお、審査請求人は、条例第6条第1項第2号イの規定を適用する場合には、当該法人等が属する業界における通常の実例が示されることが必須の要件である旨を主張していると解するが、同号イの法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものは、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるものの例示に過ぎず、その事例が示されることは必須の要件ではない。

(6) 審査請求人は、本件部分開示決定中、部分開示決定通知書（令和6年2月28日付け2軸第1495号）別紙の番号1の項における「開示を拒否する理由」に関し、大阪府へ意見照会を行うに当たってのみ、用いることがその前提であると双方が認識を持っていたことについて、覚書き等の文章に残されていないのは、寝屋川市文書取扱規則第2条の規定に違反しており、根拠のない開示拒否であると主張している〔前記第4. 2(1)ア〕。

しかしながら、寝屋川市文書取扱規則第2条の規定は、総論として、事務の処理は、文書によって行うことを原則とすることを定めているに過ぎず、条例第6条第1項第2号イに規定する「約束」は、黙示的なものを

排除する趣旨ではないと解され、当該約束が黙示的なものであることは違法ではない。

- (7) また、審査請求人は本件部分開示決定中、部分開示決定通知書（令和 6 年 2 月 28 日付け 2 軸第 1495 号）別紙の番号 2 の項における「開示を拒否する理由」に関し、その理由とする「行為」は、地方公務員法第 32 条に違反しており、「開示を拒否する理由にはならない」と主張している〔前記第 4. 2(1)イ〕。

しかしながら、本件部分開示決定は、処分庁の処分として、市長の権限に属する事務の決裁について定める寝屋川市事務決裁規程にのっとって行われていると認められるため、違法とはいえない。

2 本件各公文書のうち⑮から⑯までの条例第 6 条第 1 項第 2 号ア該当性について

- (1) 「⑮事業計画書（案）」は、当審査会において見分したところ、本件準備組合が作成した本件防災街区整備事業の事業計画書の案であり、本件準備組合内部における検討・構想の段階での、本件防災街区整備事業に関する設計の概要や資金計画などが記録されている。

これらの情報が、いつ・どの程度・どのような方法で公表されるかは、本件準備組合の活動上、重要な事柄であるといえ、「⑮事業計画書（案）」が本件準備組合の意思に関わらず公にされた場合には、本件準備組合としての自律的な意思の形成等に支障を生ずるおそれがあるといえる。

以上のことから、「⑮事業計画書（案）」に記録されている情報は、条例第 6 条第 1 項第 2 号アに該当すると解するのが相当である。

- (2) 「⑯施設建築物計画案の概要」「⑰施設建築物の基本計画」及び「⑱土地利用計画図（全体計画図）・建築基準法上の道路種別」は、当審査会において見分したところ、本件準備組合が作成した、本件準備組合内部における検討・構想の段階での、防災施設建築物に関する計画の概要を記載した書類及びその平面図・立面図等の図面並びに施行地区となるべき土地の土地利用（道路を含む。）の計画に関する図面である。

これらの「書類及び図面」からは、本件防災街区整備事業に関し本件準備組合が検討・構想する防災施設建築物や土地利用についての考え方、設計等を具体的に知ることができる。

そのため、これらの「書類及び図面」が公にされた場合には、本件防災街区整備事業の施行に関する本件準備組合独自のノウハウ・創意工夫が明らかになり、その相当な利益を害することとなる蓋然性があると認められる。

以上のことから、「⑩施設建築物計画案の概要」「⑪施設建築物の基本計画」及び「⑫土地利用計画図（全体計画図）・建築基準法上の道路種別」に記録されている情報は、条例第6条第1項第2号アに該当すると解するのが相当である。

なお、本件準備組合の正当な利益を害するおそれについて、審査請求人は、その判断に当たっての法的保護に値する蓋然性の具体的事例の存在を問題にしている〔前記第4．2(1)エ〕。

しかしながら、条例第6条第1項第2号アの文理からは、審査請求人のいう具体的事例が確認されないからといって、そのことをもって、本件準備組合の正当な利益を害するおそれがあることを否定する根拠とすることはできないものと解するのが相当である。

3 裁量的開示について

審査請求人は、前記第4．2(1)ウに掲げる事例を挙げ、情報公開法第7条に該当すると主張しているが、条例第6条第2項の規定に基づく裁量的開示を求めるものであると解される。本件では、寝屋川市民に多大な損害が生じる具体的な危険性が推認される証拠や事実認められず、大阪府への意見照会以外の目的には利用しないという本件準備組合の期待と信頼を破ってまで、本件各公文書を開示すべき公益上の理由及び前記第6．2で検討した保護される本件準備組合の利益を上回る公益上の理由があるとはいえない。

したがって、処分庁が本件各公文書について裁量的開示をしなかったことに、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められず、処分庁の判断に違法・不当な点は認められない。

4 本件各公文書のうち、「①検討書」について

「①検討書」の作成名義人は、寝屋川市となっているものの、「①検討書」には、現実に本件準備組合資料が含まれている可能性があることは、否定できない。

しかしながら、当審査会が審査庁から提示された部分開示決定に係る公文書を見分する限り、単純に、部分開示決定等通知書（令和6年2月28日付け2軸第1495号）別紙〔後記別紙1参照〕の「開示を拒否することを決定した部分」の「①検討書」の箇所に記載する情報の全てが、本件準備組合資料であるとは認め難いといわざるを得ない。

したがって、本件部分開示決定のうち、「①検討書」についての部分開示の決定に係る部分を取り消した上で、処分庁において、改めて、「①検討書」につき、精査し慎重な検討を加え、開示するかどうかの決定を改めて行うことが相当である。

5 結論

以上のとおりであるから、当審査会は「審査会の結論」のとおり答申する。

別紙 1

公文書の件名「東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定（寝屋川市決定）に係る大阪府への意見照会」のうち「参考図書」

番号	開示を拒否することを決定した部分	開示を拒否する理由
1	① 検討書 ・ 4. 寝屋川市東大利町（A 街区）の現況のうち「(3) 建物状況」及び資料 4-1 から資料 4-4 まで ・ 6. 寝屋川市東大利町（A 街区）防災街区整備事業のうち「(1) 区域設定の考え方」「(2) 区域要件適合状況」及び資料 6-1 から資料 6-3 まで ② 事業経過書（取組経過書） ④ 事業スケジュール（案） ⑬ 権利関係表 ⑭ 権利一覧図 ⑳ 建物用途別現況図 ㉑ 建物構造別現況図 ㉒ 建物階数別現況図 ㉓ 建物建築年代別現況図 ㉔ 準備組合の加入状況	開示を拒否することを決定した部分については、当市が東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定について大阪府へ意見照会を行うに当たって、2 軸化事業本部の職員が寝屋川市東大利町（A 街区）防災街区整備事業準備組合（以下「本件準備組合」という。）に提出を依頼し、当該依頼に応じて、提出を受けたものである。また、双方（本件準備組合及び当該職員）共に、「当該情報は、寝屋川市が東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定について大阪府へ意見照会を行うに当たってのみ用いることがその前提である」という認識を持っていたものである。 さらに、本件準備組合は、「個人又は法人が一定の地域を単位として任意に組織した団体」であって、現実的に当該団体の「本件準備組合が独自に作成した、準備段階での未確定なもの」及び「施行地区となるべき土地の区域内の宅地の所有者等の個人情報に関するもの」は、常例として公にしないものと認められ、また、当該約束の締結がその状況に照らし合理的であると認められる。 以上のことから、当該部分については、寝屋川市情報公開条例（以下「条例」といいます。）第 6 条第 1 項第 2 号イに規定する「実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの」に該当するため。
2	⑮ 事業計画書（案） ⑯ 施設建築物計画書の概要 ⑰ 施設建築物の基本計画 ⑱ 土地利用計画図（全体計画図）・建築基準法上の道路種別	開示を拒否することを決定した部分は、当市が東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定について大阪府へ意見照会を行うに当たって、2 軸化事業本部の職員が本件準備組合に提出を依頼し、当該依頼に応じて、提出を受けたものである。また、双方（本件準備組合及び当該職員）共に、「当該情報は、寝屋川市が東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定について大阪府へ意見照会を行うに当たってのみ用いることがその前提である」という認識を持っていたものである。 さらに、本件準備組合は、「個人又は法人が一定の地域を単位として任意に組織した団体」であって、現実的に当該団体の「本件準備組合が独自に作成した、準備段階での未確定なもの」及び「施行地区となるべき土地の区域内の宅地の所有者等の個人情報に関するもの」は、常例として公にしないものと認められ、また、当該約束の締結がその状況に照らし合理的であると認められる。 以上のことから、当該部分については、条例第 6 条第 1 項第 2 号イに規定する「実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの」に該当するため。 また、当該部分には、本件準備組合が寝屋川市東大利町（A 街区）防災街区整備事業（以下「整備事業」という。）を実施するに当たって想定される事業費、整備事業区域内に設置する予定の公共施設及び防災施設建築物の概要・平面図・立面図・断面図・日影図、整備事業実施後の状況の想定図等が記載されており、これらの情報を公開することにより、外部からの干渉等により整備事業の実施が妨げられ、本件準備組合の事業活動が損なわれることにより、本件準備組合の正当な権利利益を害するおそれがあり、条例第 6 条第 1 項第 2 号アに該当するため。

別紙2

参 考 図 書

書 類 又 は 図 面	作成等をした者
①検討書	寝屋川市 寝屋川市東大利町 (A 街区) 防災街区整備事業準備組合(以下「 本件準備組合」という。)
②事業経過書(取組経過書)	本件準備組合
③関係機関協議経過書 〔 注: 「 都市計画道路対馬江大利線事業」 の概要を記載した書類〕	寝屋川市
④事業スケジュール(案)	本件準備組合
⑤大阪府都市計画区域マスタープラン(抜粋)	大阪府
⑥大阪府密集市街地整備方針(抜粋)	大阪府
⑦東部大阪都市計画防災街区の整備の方針(抜粋)	大阪府
⑧密集市街地整備アクションプログラム 池田・ 大利地区	寝屋川市
⑨寝屋川市第六次総合計画(抜粋)	寝屋川市
⑩都市計画に関する 基本的な方針(都市マス) (抜粋)	寝屋川市
⑪立地適正化計画(抜粋)	寝屋川市
⑫寝屋川市国土強靱化地域計画(抜粋)	寝屋川市
⑬権利関係表	本件準備組合
⑭権利一覧図	本件準備組合
⑮事業計画書(案)	本件準備組合
⑯施設建築物計画案の概要	本件準備組合
⑰施設建築物の基本計画	本件準備組合
⑱土地利用計画図(全体計画図) ・ 建築基準法上の道路種別	本件準備組合
⑲区域界説明図	本件準備組合
⑳建物用途別現況図	本件準備組合
㉑建物構造別現況図	本件準備組合
㉒建物階数別現況図	本件準備組合
㉓建物建築年代別現況図	本件準備組合
㉔区画道路の標準断面図	本件準備組合
㉕準備組合の加入状況	本件準備組合